

2021年2月1日

大阪府知事
吉村洋文 様

京都大学名誉教授
今本博健

大戸川ダムについての意見書

大阪府河川整備審議会治水専門部会は2021年1月20日の令和2年度第3回の専門部会で「大戸川ダムは大阪府域において十分な治水効果があることが確認できた」との答申(案)をまとめました。これに対し、国交省近畿地整が設置した淀川水系流域委員会は、2001年2月から約7年間の審議の結果として、2008年4月の「意見」で「大戸川ダムの効果は小さく、整備計画に位置づけることは適切でない」としています。両者の意見はまさに真逆です。

国交省は「水位が計画高水位を超えれば破堤氾濫する」(これを「国交省基準」ということにします)を前提としてダムの必要性を判断しています。両者の意見が真逆になったのは国交省基準についての見解が異なったからです。

国交省の計算によりますと、計画規模の洪水が流れたとき、大戸川ダムがない場合の水位は計画高水位を最大で17cm超えるとしています。これに国交省基準を適用し、「破堤氾濫が発生することにより、4,800haが浸水し、8.9兆円の被害になる」と説明しています。

大阪府河川整備審議会治水専門部会は、この説明を受け入れ、「十分な治水効果があることが確認できた」としています。専門部会の議事録は公表されていませんので、どのような議論がなされたかの詳細はわかりませんが、公表されている議事要旨には、核心部分である国交省基準について議論した形跡は見当たりません。

一方、淀川水系流域委員会は、「堤防高は余裕高と余盛により計画高水位より約4m高くなっており、計画高水位を最大17cm超えても実害はない」として、「整備計画に位置づけることは適切でない」としています。ここでは国交省基準を棄却しています。

国交省基準の合理性について検討します。

国交省は「計画高水位を超えると破堤の危険性が高まる」としています。このこと自体は正しいとしても、計画高水位を超えることを破堤に直結させることに無理があります。計画高水位以下での破堤の確率を0%としますと、計画高水位を1cm超えた場合の破堤の確率は限りなく0%に近いからです。計画高水位を17cm超える地点でも、堤防高が計画高水位より約4m高いことを考慮しますと、破堤の確率はやはり限りなく0%に近いといえます。国交省基準は事実を反映しない不合理なものといえます。

計画高水位を超えることをダムに直結させることにも無理があります。水位を下げることは河道掘削など他の手法でも可能です。

大事なのは破堤を回避することです。堤体材料として十分に吟味されない土を用いてつくられた堤防は計画高水位以下でも破堤する危険性があります。したがって、水位が計画高水位を超え

ても破堤しないように堤防を補強することが重要です。

国交省は「計画高水位を超えても破堤しないようにする技術は確立されていない」と主張していますが、事実誤認です。計画高水位どころか越水しても耐えることのできる補強技術はすでにあります。例えば、鋼矢板を堤防天端の両肩から打設すれば越水にも耐えます。このことは2011年の東日本大震災で証明されています。大津波により河川堤防は微塵に破壊されましたが、水門工事のための二重鋼矢板の仮締切は十分に持ちこたえています。高知県の河川では、南海地震に備え、鋼矢板補強がすでに実施されています。

以上のように、いま必要なのは堤防の補強であり、大戸川ダムではありません。大阪府の治水にとって大戸川ダムは実質的なメリットはありません。同じことは京都府にもいえます。実は滋賀県にもほとんどメリットがありません。大戸川ダムにより大戸川の氾濫による浸水は解消されますが、内水氾濫により浸水は避けられません。大戸川ダムの「あり」・「なし」による浸水深の差はほとんどないことが大津市のハザードマップにより確かめることができます。

2008年11月に、三重県、滋賀県、京都府、大阪府の4府県知事が大戸川ダムの凍結に合意したのは「大戸川ダムの効果は小さく、優先度は低い」と判断したからです。ダムは計画規模の洪水に対してはある程度の効果を発揮しますが、計画規模を超える洪水に対しては効果が減少します。さらに大きな洪水に対してはまったく効果がなくなります。最近では計画規模を超える洪水が頻発するようになっており、ダムの優先度はさらに低くなっています。

それにもかかわらず、多くの専門家がダムを優先するのは、「水位が計画高水位を超えれば破堤氾濫する」という国交省基準を、真剣に議論することなく、容認しているからです。このことに関する専門家の責任はきわめて重大です。

吉村知事にお願いしたいのは、大戸川ダムについての判断をされるまえに、知事立会いのもとに意見の異なる専門家どうしが議論する機会を設けていただきたいということです。

橋下元知事は、槇尾川ダムの判断をされる際に、ダムを容認する元建設省河川局長の竹村公太郎氏および元大阪府副知事の金盛弥氏と、批判する元淀川河川事務所長の宮本博司氏および私との4名で議論する機会を設けられました。

専門家どうしの議論を聞いたうえで、大戸川ダムについての判断をされることを切望します。

以 上